

# 税務Q&A



## 従業員退職金にまで増税の波が？

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



当社の従業員が退職したため、退職金規程に基づいて退職金を支払おうと考えていますが、近年、従業員退職金に関する課税について法改正がなされたと聞きました。どのような内容か、教えてください。



従業員にお支払いするお金は、そもそも源泉徴収の対象となるものが多いですが、退職金の場合は、源泉徴収だけで済んでしまい、退職者が申告する必要は原則ありませんので、むしろ支払者たる会社側の方が気を遣いますよね。

平成24年度税制改正では、勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得の2分の1課税が廃止され、令和3年度税制改正では、従業員退職金といった法人役員等以外の退職金についても、一部、2分の1課税が廃止されています。

1. 具体的な内容は、次のとおりです。

(1) 勤続期間が5年以下の場合の退職手当等(「短期退職手当等」といいます。)の収入金額から退職所得控除額(勤続年数×40万円)を控除した残額が300万円以下である場合の退職所得の金額は、次の計算式で算出します。(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2

(2) 前記(1)以外の短期退職手当等の退職所得の金額は、次の計算式で算出します。

ア 150万円

イ 短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額

ウ 退職所得の金額＝前記ア＋前記イ

税法の条文らしく非常に分かりにくいのですが、要するに、2分の1課税の適用を300万円までの部分に限定する、ということです。

2. 退職所得を課税上優遇する理由は、退職所得が、元々、長期間にわたる勤務の対価が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮すると、通常の給与と同様に一律に累進税率による課税の対象とすることは公正でなく、社会政策的にも妥当でない、と考えられてきたことにあります。このような理由に対応して、退職所得については、①退職所得控除、②2分の1課税、③分離課税という、課税上の優遇が用意されていました。

令和3年度税制改正で影響を受ける前記1(2)の退職所得は、勤続年数が5年以内であるため、そもそも長期間ではなく、しかも勤続年数5年で500万円以上の退職金を受ける場合においては、税負担の平準化を図る必要がそれほど高いとは言えません。

このような理由で、従業員退職金のうちの一部について、2分の1課税を廃止する改正が行われました。

3. 令和3年度改正は、改正の趣旨・内容ともに理解しやすいものである上、同改正の影響を受ける従業員の方は現実的には少ないと思われます。

もっとも、去年末頃、退職金に対する課税上の優遇のうち控除の在り方を見直す旨のニュースが一時話題になったことは、皆様の記憶にも新しいかもしれませんが、結局、改正項目からは外されたようですが、雇用の流動化や終身雇用の崩壊等の近年の世相の変化を言い訳とした増税方向への改正は、長い時間かけて議論されてきたトレンドであり、いずれ多くの方にも影響のある本格的な見直しの可能性は十分あります。

改正の有無やその内容が気になられた際は、お早めに税理士等の専門家にご相談ください。